

エコアクション21
環境経営レポート

地球をまもりたい!



令和6年9月25日
取組期間: 令和5年9月1日～令和6年8月31日
(25期)

株式会社 大島商事

株式会社 大島商事

環境経営レポート 目次

1. 会社概要.....
2. 環境経営方針.....
3. 環境経営目標と環境経営計画
4. 環境経営目標及び環境経営計画の実績
 - ・取組結果の評価、次年度の取組内容
5. SDGsと当社の取組.....
6. 環境関連法規制等の遵守状況.....
7. 代表者の全体の評価と見直し.....
8. (参考)関連情報



1. 会社概要

- (1) 事業社名及び代表者名
株式会社 大島商事
代表取締役 小寺哲雄



- (2) 〒198-0032 本社 東京都青梅市野上町3丁目25番地の11
〒198-0002 富岡営業所 東京都青梅市富岡2丁目616番地1
〒357-0065 飯能事業所 埼玉県飯能市大河原955番地1
(本社は登記簿上代表者の住所地)

注記. 本社は登記簿上代表者の住所地であり、EA21認証対象外です。本社機能は富岡営業所にあります。

- (3) 環境保全関係の責任者及び担当者連絡先
責任者 取締役 小寺敏夫
担当者 総務部 藤野文江
連絡先 電話 0428-74-7277 FAX 0428-74-7278 (富岡営業所)

- (4) 事業内容
一般廃棄物・産業廃棄物収集運搬業(石綿含有産業廃棄物を含む)、産業廃棄物
(発泡スチロール)中間処理業及び製鉄・製紙・非鉄金属回収業

(5) 事業の規模

収集運搬理量・一般廃棄物 7,483t
・産業廃棄物 1,848.19t
処理量・発泡スチロール中間処理 5.99t
(第25期)(令和5年9月1日から令和6年8月31日)
売上高 438百万円(第25期)
従業員 32名
事業所 延べ床面積 事務所 146.25平方メートル
敷地面積 駐車場 2,475平方メートル
飯能営業所 1,406平方メートル

法人設立年月日

昭和43年個人商店大島商事設立

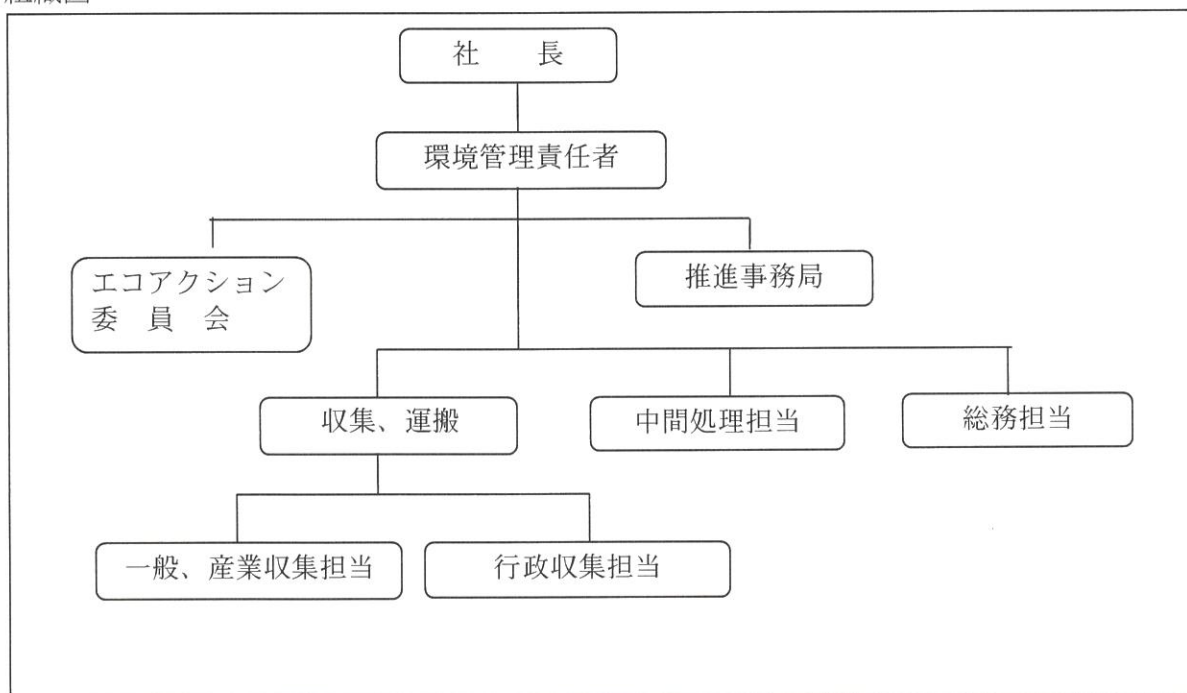
昭和61年5月有限会社大島商事に変更

平成12年8月株式会社大島商事に変更し現在に至る。

(6) 資本金

壹千萬元

(8) 組織図



(9) 許可の内容

一般廃棄物収集運搬業許可証

区市町村	許可番号	事業区分	廃棄物種類	許可年月日	有効期限
町田市	第44号	収集・運搬	紙類 厨芥類 繊維くず	令6年4月1日	令8年3月31日
相模原市	相許可 第A0186号 (廃指一) 第58号	収集・運搬	事業系 一般廃棄物 (ごみ)	令5年11月16日	令7年11月15日
八王子市	5八資廃一 第134号 許可第011号	収集・運搬	厨芥 木くず 紙くず 繊維くず	令6年4月1日	令8年3月31日
青梅市	許可収・運 第27号	収集・運搬	紙くず 木くず 繊維くず 厨芥 生理汚物 特定家庭用機器	令6年4月1日	令8年3月31日

区市町村	許可番号	事業区分	廃棄物種類	許可年月日	有効期限
羽村市	許可一廃収 第39号	収集・運搬	紙くず 厨芥 木くず	令5年4月1日	令7年3月31日
福生市	福生ご発 第15-11	収集・運搬	事業系 一般廃棄物	令6年3月16日	令8年3月15日
瑞穂町	瑞生許可 第16-4号	収集・運搬	紙くず 木くず 繊維くず 厨芥類	令5年1月13日	令7年1月12日
昭島市	昭環清 第96号	収集・運搬	紙くず 木くず 繊維くず 厨芥	令4年11月22日	令6年11月21日
奥多摩町	第1号	収集・運搬	紙くず 木くず 繊維くず 厨芥	令5年8月19日	令7年8月18日

産業廃棄物収集運搬業許可証

都道府県	許可番号	事業区分	許可年月日	有効期限
東京都	第13-00-016702号	収集・運搬	令6年6月1日	令11年5月31日
	廃棄物種類 燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動物性残さ、金属くず・ガラス、コンクリート、陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん （石綿含有産業廃棄物を含む。）（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）			
神奈川県	01402016702	収集・運搬	令6年8月19日	令11年6月7日
	廃棄物種類 燃え殻、汚泥（※2）、廃油、廃プラスチック類（※1※2）、紙くず、木くず、繊維くず、動物性残さ、金属くず（※2）、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（※1※2）、鋳さい、がれき類（※1）、ばいじん ※1：石綿含有産業廃棄物を含む ※2：水銀使用製品産業廃棄物を含む			
埼玉県	01110016702	収集・運搬 （積替え保管を含む）	令2年4月1日	令7年3月31日
	廃棄物種類 燃え殻、汚泥（※1）、廃油、廃プラスチック類（※1※2）、紙くず、木くず、繊維くず、動物性残さ、金属くず（※1）、ガラスくず、コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず（※1※2）、鋳さい、がれき類（※1）、ばいじん ※1：産業廃棄物の種類に（※1）表示がある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。 ※2：産業廃棄物の種類に（※2）表示のある場合は水銀使用製品産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。 ※3：産業廃棄物の種類に（※3）表示のある場合は水銀含有ばいじん等を含み、表示のない場合は含まない。 （積替え保管できる産業廃棄物の種類） 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず、がれき類			
群馬県	01000016702	収集・運搬	令6年3月3日	令11年3月2日
	廃棄物種類 廃プラスチック類（※1）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（※2）、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（※3）、がれき類（※4） ※1：石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む（※1） ※2：水銀使用製品産業廃棄物を含む（※1） ※3：石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む（※1） ※4：石綿含有産業廃棄物を含む。 （※1：環境省令で定める水銀回収を義務付ける物を除く）			
山梨県	01900016702	収集・運搬	令3年11月4日	令8年11月3日
	廃棄物種類 汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず、がれき類 但し、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有はいじん等を含まない。）			

都道府県	許可番号	事業区分	許可年月日	有効期限
栃木県	00900016702	収集・運搬	令3年11月25日	令8年11月24日
	廃棄物種類 燃え殻、汚泥（※1）、廃油、廃プラスチック類（※2）、紙くず、木くず、繊維くず、 動植物性残さ、金属くず（※3）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（※ 2）、鉱さい、がれき類（※1）、ばいじん ※1：石綿含有産業廃棄物を含む。 ※2：石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含む。 ※3：水銀使用製品産業廃棄物を含む。			
千葉県	01200016702	収集・運搬	令和5年3月3日	令和10年3月2日
	廃棄物種類 燃え殻（※1）、廃油、廃プラスチック類（※2）、紙くず、木くず、繊維くず、 動物性残さ、金属くず（※3）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（※ 2）、鉱さい、がれき類（※1）、ばいじん ※1：石綿含有産業廃棄物を含む。 ※2：石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く ※3：水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く。			
茨城県	00801016702	収集・運搬	令和5年3月23日	令和10年3月22日
	廃棄物種類 燃え殻（※7）、汚泥（※4）（※6）（※7）、廃油（※5）、廃プラスチック類（※1）（※4）（※ 6）、紙くず、木くず、繊維くず、動物性残さ、金属くず（※1）（※6）、ガラスくず・コ ンクリートくず及び陶磁器くず（※1）（※4）（※6）、鉱さい（※7）、がれき類（※4）、ば いじん（※7） ※1：自動車等破砕物を除く ※4：石綿含有産業廃棄物を含む。 ※5：水銀使用製品産業廃棄物を除く ※6：水銀使用製品産業廃棄物を含む ※7：水銀含有ばいじん等を除く			

※令和6年8月31日現在の有効期限となっています

産業廃棄物処分業許可証

区市町村	許可番号	事業区分	許可品目	許可年月日	有効期限
東京都	第13-20-016702号	溶融	廃プラスチック類 （発砲スチロールに限 る）	令元年12月25日	令6年12月24日

(10)施設等の状況

運搬車輛

用途	車種	台数	登録
収集運搬車両	軽トラック	6	産廃・一般
収集運搬車両	2tパッカー車	13	産廃・一般
収集運搬車両	2tアーム	5	産廃・一般
収集運搬車両	2tクレーン	1	産廃・一般
収集運搬車両	2tキャブオーバ	2	産廃・一般
収集運搬車両	3tパッカー車	1	産廃・一般
収集運搬車両	4tパッカー車	3	産廃・一般
収集運搬車両	4tダンプ	5	産廃・一般
重機		1	
フォークリフト		1	

中間処理設備

施設名	施設種類	処理能力	登録
(株)大島商事 富岡営業所	廃プラスチック類 (発泡スチロール)	0.4t/日	中間処理 (熔融)

積替保管施設

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ	保管上限
金属くず 以上1種類	9.9㎡	1.5m (屋外)	8.2㎡ (8.2㎡コンテナ×1個)
繊維くず 以上1種類	9.9㎡	1.5m (屋外)	8.2㎡ (8.2㎡コンテナ×1個)
紙くず 以上1種類	9.9㎡	1.5m (屋外)	8.2㎡ (8.2㎡コンテナ×1個)
廃プラスチック類 以上1種類	9.9㎡	1.5m (屋外)	8.2㎡ (8.2㎡コンテナ×1個)
ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。) 及び陶磁器くず 以上1種類	9.9㎡	1.5m (屋外)	8.2㎡ (8.2㎡コンテナ×1個)
がれき類 以上1種類	9.9㎡	1.5m (屋外)	8.2㎡ (8.2㎡コンテナ×1個)
木くず 以上1種類	9.9㎡	1.5m (屋外)	8.2㎡ (8.2㎡コンテナ×1個)

(11)廃棄物処理料金

処理料金につきましては、種類、量、場所により異なります。

なお、お見積りは無料にてお伺いいたします。

お問合せは、下記の担当までご連絡下さい。

代表取締役 小寺 哲雄

TEI:0428(74)7277

FAX:0428(74)7278

(株)大島商事 発泡スチロール処理フロー



排出事業者
各契約書事業者

[中間処理]
株式会社大島商事
住所 東京都青梅市富岡2-616-1
許可番号 第13-20-016702号

収集運搬業者
株式会社大島商事

発泡スチロール

(株) 大島商事

有価売却	株式会社パナケミカル
所在地	東京都杉並区上高井戸1-8-3
許可番号	-
処分方法	-



2. 環境経営方針

環境経営理念

株式会社大島商事は、多摩地域の自然の中で持続可能な経済発展の為には環境の保全が不可欠との認識にたち、限りある資源とすばらしい地球環境を保護していくために、課題とチャンスを考慮し、自ら責任を持ち、社員一丸となって環境に配慮した事業活動に積極的に取り組み、産業・一般廃棄物処理業・廃プラの中間処理事業・資源回収(もっぱら物)業等を通じて環境負荷を継続的に削減するための企業活動を進めます。

行動指針

1. 二酸化炭素排出量削減
 - ・ 弊社の二酸化炭素排出量の98～99%が運搬車両に使用される化石燃料によるものの為、エコドライブに取り組みます。
2. 廃棄物排出量削減
 - ・ 排出事業者とコミュニケーションを取り、廃棄物の徹底的な分別によるリサイクルを推進します。
3. 廃プラの減容化と再利用
 - ・ 廃プラスチック(発泡スチロール)の中間処理(溶融)により、再利用を推進します。
4. 総排水量削減
 - ・ 自社で決めた洗車手順に基づき節水活動を推進します。
5. 地域との融合
 - ・ 弊社内のみだけでなく、周辺の美化、清掃を実施します。
6. 環境関連法規の順守
 - ・ 事業活動において適用される環境関連法規等を順守します。
7. 環境改善の実施
 - ・ 環境経営目標を設定し、実施するとともに定期的に見直しを行い環境保全の向上に努めます。
8. 情報の開示
 - ・ 従業員及び本事業所のために働く全ての人に周知させるとともに、一般の方々へも環境レポートは公開します。

令和2年8月31日改正
株式会社 大島商事
代表取締役社長 小寺 哲雄



3. 環境経営目標と環境経営計画

(1) 環境経営目標

実施期間： 令和5年9月1日～令和6年8月31日(第25期)
 令和6年9月1日～令和7年8月31日(第26期)
 令和7年9月1日～令和8年8月31日(第27期)

取組事項		指標	目標設定(基準値対比)		
			25期	26期	27期
二酸化炭素排出量の削減	総排出量	Kg-CO2	維持		
	収集運搬処理量当たりの排出量	Kg-CO2/t	3%削減	3%削減	3%削減
	電力使用量	kWh/年	3%削減	3%削減	3%削減
	車両1台当たりの燃料使用量	L/台	3%削減	3%削減	3%削減
エコドライブの実施(化石燃料の削減)	トラック燃費	Km/L	3%削減	3%削減	3%削減
水使用量の削減	上水使用料	m³/年	3%削減	3%削減	3%削減
廃棄物排出量削減	一般廃棄物排出量	Kg/年/人	3%削減	3%削減	3%削減
地域における環境活動への参加	地域との環境コミュニケーション活動	12回/年	維持		
SDGsの取り組み		全社員に周知し活動の輪を広げる。			

注記1. 基準値は 4. 環境経営目標及び環境経営計画の実績・取組結果とその評価を参照。

注記2. SDGsの取組は 5. SDGsと当社の取組を参照。

(2) 環境経営計画

取組項目	達成手段	日程	責任者
二酸化炭素排出量の削減	電力・化石燃料の削減 ・電気使用量削減 ・車輛に関する化石燃料 ・不要電気の消灯 ・空調フィルター清掃 ・エコドライブの実施 ・収集運搬チェックリスト使用	年間通期	高橋 行人
省エネ	電気使用量削減 ・不要電気の消灯 ・空調フィルターの清掃 車輛に関する化石燃料の削減 ・エコドライブの実施 ・収集運搬チェックリスト使用	年間通期	小寺 敏夫
		年間通期	高橋 行人

エコドライブの実施	<u>トラック燃費の向上</u> ・エコドライブの実施 ・アイドリングストップ	年間通期	高橋 行人
節水	<u>上水使用料の削減</u> ・節水、蛇口をこまめに開閉する ・トイレタンクにペットボトルを入れる ・ホースに開閉ノズルを付ける	年間通期	本木 肇
廃棄物排出量削減	<u>一般廃棄物</u> ・紙類・段ボール等分別を徹底する ・不要用紙等はメモ用紙等に再利用する	年間通期	臼井 盛樹
廃プラスチック (発泡スチロール) の再資源	<u>発砲</u> ・発砲スチロールの再資源化	年間通期	小寺 敏夫
地域活動	<u>地域活動</u> ・地域の方々との環境コミュニケーションをとる	年間通期	臼井 盛樹



4.環境経営目標及び環境経営計画の実績 ・取組結果の評価、次年度の取組内容

環境経営目標		指標	基準値	第25期（R5.9～R6.8）				次年度取組
				目標値	実績	評価		
CO2排出量の削減	総排出量	Kg-CO2/年	272, 598	272, 598	300. 531	90. 7%	×	継続取組
	運搬量原単位	Kg-CO2/ t	31. 6	30. 65	32. 03	95. 8%	○	継続取組
	電力使用量	kWh/年	11, 950	14, 356	14, 852	96. 6%	○	継続取組
	1 台当たり車両燃料	L/台	3, 721	3, 609	3, 394	106. 3%	◎	継続取組
トラック燃費（軽油）		km/L	5. 16	5. 16	5. 43	105. 22%	◎	継続取組
上水使用量		m³/年	548	531	323	164. 3%	◎	継続取組
一般廃棄物排出量		Kg/年/人	19. 8	19. 2	18. 2	105. 4%	◎	継続取組
地域活動		回/年	12	12	12	100. 0%	◎	継続取組

注記1. 評価 ◎:目標達成 ○:目標未達5%未満 ×:目標未達5%超え

注記2. 基準値:業績が拡大していることから、ガイドライン2017年版適用を契機に、中期計画の（第20期）をもって基準値としています。

ただし、電力使用量については、第21期から産業廃棄物の中間処理設備（廃プラ減容機）が稼動した

ことからこの諸元と年間処理量を参照にして、第20期実績に445kWhを追加しています。

同様に、二酸化炭素排出量も中間処理設備分の電力使用量を加算しています。

注記3. 購入電力のCO2換算係数は、東京電力令和元年調整後値の0.452kg-CO2/kWh（2020年）を使用しています。

注記4. 人員増加、車両追加に伴い、今期より目標値の変更を行いました。

注記5. 一般廃棄物排出量につきましては1人あたりの排出量といたしました。

対象期間は令和5年9月から令和6年8月までの目標とその実績についての計画と評価

* 第9期（平成19年9月1日～平成20年8月31日）

※受入量に対してすべての量を再生化しました。



5. S D G s と当社の取組み

3 すべての人に健康と福祉を 	<健康第一事業所として> ・全従業員健康診断受診指導、健康管理の推進 ・業界の新型コロナ対策指針に沿った取組
4 質の高い教育をみんなに 	<従業員に対する技能教育、環境教育> ・エコドライブ教育 ・エコアクション21の取組み教育
6 安全な水とトイレを世界中に 	<節水活動> ・節水の日標化（エコアクション21の取組）
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	<エコアクション21環境経営システムによるPDCA活動> ・二酸化炭素排出量の削減 ・電力使用量の削減 ・化石燃料使用量の削減（運搬車の更新、エコドライブの推進等） ・一般廃棄物排出量の削減（ペーパーレス化、コピー用紙両面使用等）
13 気候変動に具体的な対策を 	
8 働きがいも経済成長も 	<環境経営レポートの公表> ・エコアクション21中央事務局サイト ・弊社ホームページ <環境経営方針> ・環境配慮事業者宣言 ・二酸化炭素排出量の低減 ・廃プラの減容化 ・環境経営日標の見直しと継続的な改善
9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	
11 住み続けられるまちづくりを 	<顧客及び地域に対して> ・顧客に対しての廃棄物低減の指導 ・5S活動、周辺の清掃活動
17 パートナリシップで目標を達成しよう 	
12 つくる責任 つかう責任 	<環境関連法規の遵守> ・該当法規の遵守 <資源の有効活用> ・資源回収（もったばら物） ・廃プラの減容化、再利用



6.環境関連法規制等の遵守状況

法的義務を受ける主な環境関連法規制は次のとおりである。

主な適用法規	適用内容	備 考	遵守状況
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	一般廃棄物の収集・運搬等の基準	2年毎申請	○
	一般・産業廃棄物管理票（マニフェスト）の適正な運用・管理	期間内返却 5年間保管	○
	廃棄物排出事業者との委託契約	契約書の締結	○
	収集運搬・処分の許可	5年毎申請	○
浄化槽法	保守点検	定期点検	○
	清掃の実施	バキューム作業	○
	定期検査	年1回	○
道路交通法	廃棄物収集運搬業の運行において道路交通法を厳守させ無事故・無違反に努	定期的教育訓練 定期的車輛整備	○
消防法	防火対策	火の元の管理	○
	指定可燃物	数量貯蔵の規制	○
オフロード法	特定特殊自動車を使用する者は、特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制のため必要な措置を講ずるよう努める		○
フロン排出抑制法	フロン類使用製品の保守点検	四半期に一度簡易点検 3年に一度定期点検 記録は廃棄まで保管	○
東京都廃棄物条例	環境負荷低減、環境保全への努力		○
青梅市廃棄物条例	環境負荷低減、環境保全への努力		○
埼玉県環境保全条例	環境負荷低減、環境保全への努力		○

環境関連法規制等の遵守状況は、定期評価の結果、環境法規制等の逸脱はありませんでした。関連機関からの指摘、利害関係者からの訴訟もありませんでした。また、過去5年間にわたって違反や訴訟も1件も発生していません。





7.代表者の全体の評価と見直し

代表者による全体の取組状況の評価

昨年度と比較すると電力使用量については改善がみられ一定の評価が出来る。
また、上水使用量や地域活動についても引き続き目標達成に向けて全員で日々の業務に励んでいきたい。

ただ運搬量原単位については、目標未達となっている。これは製造業や小売業からの排出量の減少がデータより理解出来る。他に処分場が遠方になった事も重なり燃料使用量の増加と相まってこの様な結果になったと考察できる。今後は世の中の動向を注視しながらも最適な配車ルートを検索し目標達成に向けて進めていきたい。